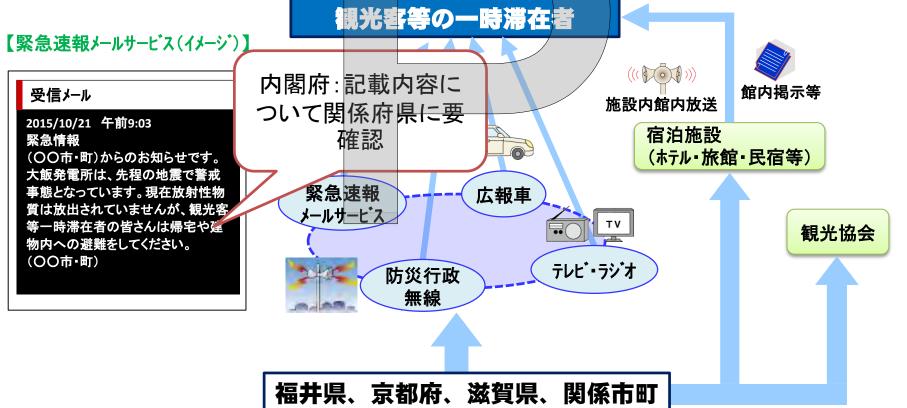
観光客等一時滞在者への情報伝達体制



- ▶ 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態(地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態となった場合)の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- ▶ なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(18頁と同様)。
- ▶ その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。



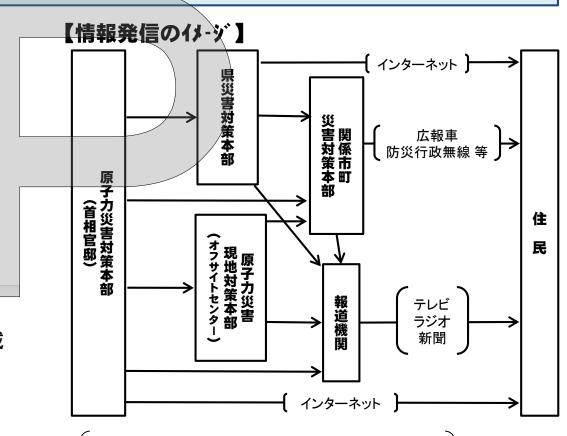
国の広報体制



- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸※において 実施。 ※内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。
- ▶ 現地での記者会見はオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地 メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域



一元的に情報発信を行うことができる体制を 構築するとともに、発信した情報を共有

国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置



国における対応

- ▶ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- ▶ オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係府県及び関係市町における対応

▶ 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、 被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況

- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求(関西電力)



4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポインント>

- 1. PAZ内の小学校、こども園の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
- 2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射 線防護施設へ移送すること。
- 3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、 一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

福井県、おおい町・小浜市における初動対応



- ▶ 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に県災害警戒本部、大飯オフサイトセンターに県災害現地警戒本部を設置。県災害警戒本部に67名、県災害現地警戒本部に21名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- ▶ おおい町及び小浜市は、警戒事態が発生した段階で町役場、市役所に原子力災害警戒本部を設置し、市町の全職員を参集。また、大飯オフサイトセンターに警戒連絡室を設置。施設敷地緊急事態で町役場、市役所に原子力災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県、おおい町及び小浜市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を3ヶ所(おおい町2ヶ所、小浜市1ヶ所)開設し、おおい町は各施設に職員4名、小浜市は施設に職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- > 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。

